

令和7年度
地域間幹線系統確保維持計画
（案）

令和6年6月

< 目 次 >

	(頁)
1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	……1
2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体	……1
3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	……1
4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	……2
5 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	……3
6 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準ハに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	……3
7 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組	……3
8 外客来訪促進計画との整合性	……3
9 車両の取得に係る目的・必要性	……3
10 車両の取得に係る定量的な目標・効果	……3
11 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	……3
12 協議会メンバーの構成	……4
13 協議会の開催状況と主な議論	……5
14 利用者等の意見の反映状況	……5

【添付様式】

○ 表1 : 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 【添付】各生活交通路線の路線図	……6
○ 表2 : 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	……15
○ 表3 : 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	……36
○ 表4 : 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	……37
○ 表6 : 車両の取得計画の概要	……37
○ 表7 : 車両の取得を行う事業者	……38
○ 別紙 : 路線別 運行回数、輸送量等の目標(計画)値	……38
○ 別紙 : 「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」について	……39

◆ 地域間幹線系統確保維持計画 ◆

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

生活交通路線は、学生、高齢者等のいわゆる交通弱者を含めた地域住民にとって日常生活の足として欠かせない移動手段であるが、利用者減少等の結果、運賃収入のみによる運行の維持確保が困難となっている。

このことから、生活交通路線に対し引き続き支援を行い、通勤、通学、通院等、住民の生活に必要な交通手段を確保する必要がある。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体

沖縄県生活交通確保維持協議会内に設置している生産性向上検討作業部会において、サービス・利便性の向上による補助対象系統の利用者確保、利用状況に応じた運行形態の見直し等の協議を行う。

実施主体の関係市町村及びバス事業者は、補助対象系統の生産性向上検討作業部会で協議した取組（周知広報、運行計画の見直しやフリー乗車券のPR活動等）を実施し、運送収入1%の収支改善に努める。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- 計画期間 : 令和7年度 から 令和9年度
- 運送予定者の選定 : 補助対象路線の運行に係る企画競争により選定
- 運送系統の概要 : 選定した運送予定者が運行する系統毎の運行本数等は下表のとおり
- 輸送量等 : 別添資料1「路線別の運行回数、輸送量等の目標(計画)値」とおり

系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)		備考
					平日	土曜・日曜・祝日	
77	名護東線	那覇－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	18 18 18 18	
52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	17 17 11 11	
82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	12 11 11 11	
105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	16 8 8 8	
51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	12 6.5 6.5 6.5	
62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	25.5 26 26 26	
65 66	本部半島線	名護－渡久地－名護	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	25 26 26 26	
67	辺土名線	名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 土曜 日曜 祝日	12 11 11 11	

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(単位:千円)

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
R7	77	名護東線	沖縄バス(株)	82,489	19,137	19,137	44,215
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,592	3,915	3,915	16,762
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,718	2,320	2,320	21,078
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,521	7,413	7,413	6,695
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,892	637	637	2,618
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,149	6,502	6,502	31,145
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,256	9,786	9,786	62,684
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,981	6,443	6,443	27,095
	計				324,598	56,153	56,153

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
R8	77	名護東線	沖縄バス(株)	90,128	20,910	20,910	48,308
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,567	3,911	3,911	16,745
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,697	2,318	2,318	21,061
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,418	7,378	7,378	6,662
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,875	634	634	2,607
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,156	6,503	6,503	31,150
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,315	9,793	9,793	62,729
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,953	6,438	6,438	27,077
	計				332,109	57,885	57,885

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
R9	77	名護東線	沖縄バス(株)	91,616	21,255	21,255	49,106
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,583	3,913	3,913	16,757
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,712	2,319	2,319	21,074
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,487	7,401	7,401	6,685
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,887	636	636	2,615
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,151	6,502	6,502	31,147
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,332	9,795	9,795	62,742
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,972	6,441	6,441	27,090
	計				333,740	58,262	58,262

※沖縄バス(株)と(株)琉球バス交通の共同運行。

5 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域間幹線系統確保維持計画により運行を確保維持する今回系統の土日、祝日を含めた1日当たりの運行回数は、全て3回以上となっている。

6 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二に基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 ……表4

準ずる市町村:うるま市、糸満市

※中心市町村:那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、平良市(平成13年3月時点の市町村)

7 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組

別紙:「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」のとおり。

8 外客来訪促進計画との整合性

本県においては、観光振興ロードマップが策定されており、外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づく外客来訪促進計画は策定されていないため、該当なし。

9 車両の取得に係る目的・必要性

本県の乗合バス総車両数に占める低床バスの割合(※1)は、令和2年3月末に51.9%であったところ、令和3年3月末には60.7%にまで上昇したが、依然として全国平均(72.4%)を下回る状況となっている。また、老朽化した車両も多く用いられており、利用者の利便性・快適性確保の観点からも課題が多い。

今後、高齢化が進む中であって車両のバリアフリー化は不可避の課題であり、また、利便性・快適性の向上による利用者確保のためにも定期的な車両の更新が求められる。

このように低床バス導入・車両更新に対するニーズが高まる中、バス事業者は依然として厳しい経営環境に置かれており、当該事業者の自己資金のみで車両の更新を行うのは困難であることから、本制度により補助・支援する必要がある。

※1「都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況」(国土交通省)より

10 車両の取得に係る定量的な目標・効果

バリアフリー対応車の導入・増車により高齢者や障害者等にとって安全で利便性の高い移動手段の確保を図る。また、新規車両への更新により低燃費の車両を導入・運行することでランニングコストやCO2を削減し、当該路線の収支等改善を図るとともに、利便性・快適性向上による利用者確保を図り、路線を維持・確保する。

11 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 ……表6

(単位:千円)

運送予定者	補助対象 車両数	補助金の負担者及び負担額		
		国	県	市町村
R7 沖縄バス(株)	6	4,473	4,473	—
R8 沖縄バス(株)	2	1,468	1,468	—
R9 沖縄バス(株)	2	1,101	1,101	—

12 協議会メンバーの構成

	団体	委員
市 町 村	那覇市	市長
	宜野湾市	市長
	石垣市	市長
	浦添市	市長
	名護市	市長
	糸満市	市長
	沖縄市	市長
	豊見城市	市長
	うるま市	市長
	宮古島市	市長
	南城市	市長
	国頭村	村長
	大宜味村	村長
	東村	村長
	今帰仁村	村長
	本部町	町長
	恩納村	村長
	宜野座村	村長
	金武町	町長
	伊江村	村長
	読谷村	村長
	嘉手納町	町長
	北谷町	町長
	北中城村	村長
	中城村	村長
	西原町	町長
	与那原町	町長
	南風原町	町長
	粟国村	村長
	久米島町	町長
	八重瀬町	町長
	竹富町	町長

	団体	委員
バス事業者	伊江島観光バス(株)	代表取締役社長
	沖縄バス(株)	代表取締役社長
	(株)琉球バス交通	代表取締役社長
	平安座総合開発(株)	代表取締役社長
	(株)八千代バス・タクシー	代表取締役社長
	宮古協栄バス(資)	代表社員
	(資)共和バス	代表社員
	東運輸(株)	代表取締役社長
	西表島交通(株)	代表取締役

国・県	内閣府沖縄総合事務局	運輸部長
	沖縄県	企画部長
		企画部交通政策課長

13 協議会の開催状況と主な議論

【 令和6年度 】

- 沖縄県生活交通確保維持協議会委員への意見照会（令和6年5月10日）
地域間幹線系統確保維持計画(案)に対する意見照会
- 第一回沖縄県生活交通確保維持協議会（令和6年6月10日開催）
地域間幹線系統確保維持計画の協議

14 利用者等の意見の反映状況

利用者等の意見を計画に反映するため、パブリックコメントを実施。広く意見を募ったところである。

【パブリックコメントの実施状況】

- 実施期間：令和6年5月17日 ～ 令和6年5月31日
- 計画の閲覧場所(方法)：沖縄県企画部交通政策課ホームページ
- 意見の受付方法：電子メール
- 意見件数：0件

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町村)	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫補助額(千円)	協働 特例 措置
沖縄県	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	19,137	
	沖縄バス(株)	(2) 52 与勝線	3,915	
	(株)琉球バス交通	(3) 82 玉泉洞糸満線	2,320	
	(株)琉球バス交通	(4) 105 豊見城市内一周線	7,413	
	(株)琉球バス交通	(5) 51 百名線(船越)	637	
	(株)琉球バス交通	(6) 62 中部線	6,502	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(7) 65/66 本部半島線	9,786	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(8) 67 辺土名線	6,443	
合 計			56,153	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

路線図

・系統77番 名護東線

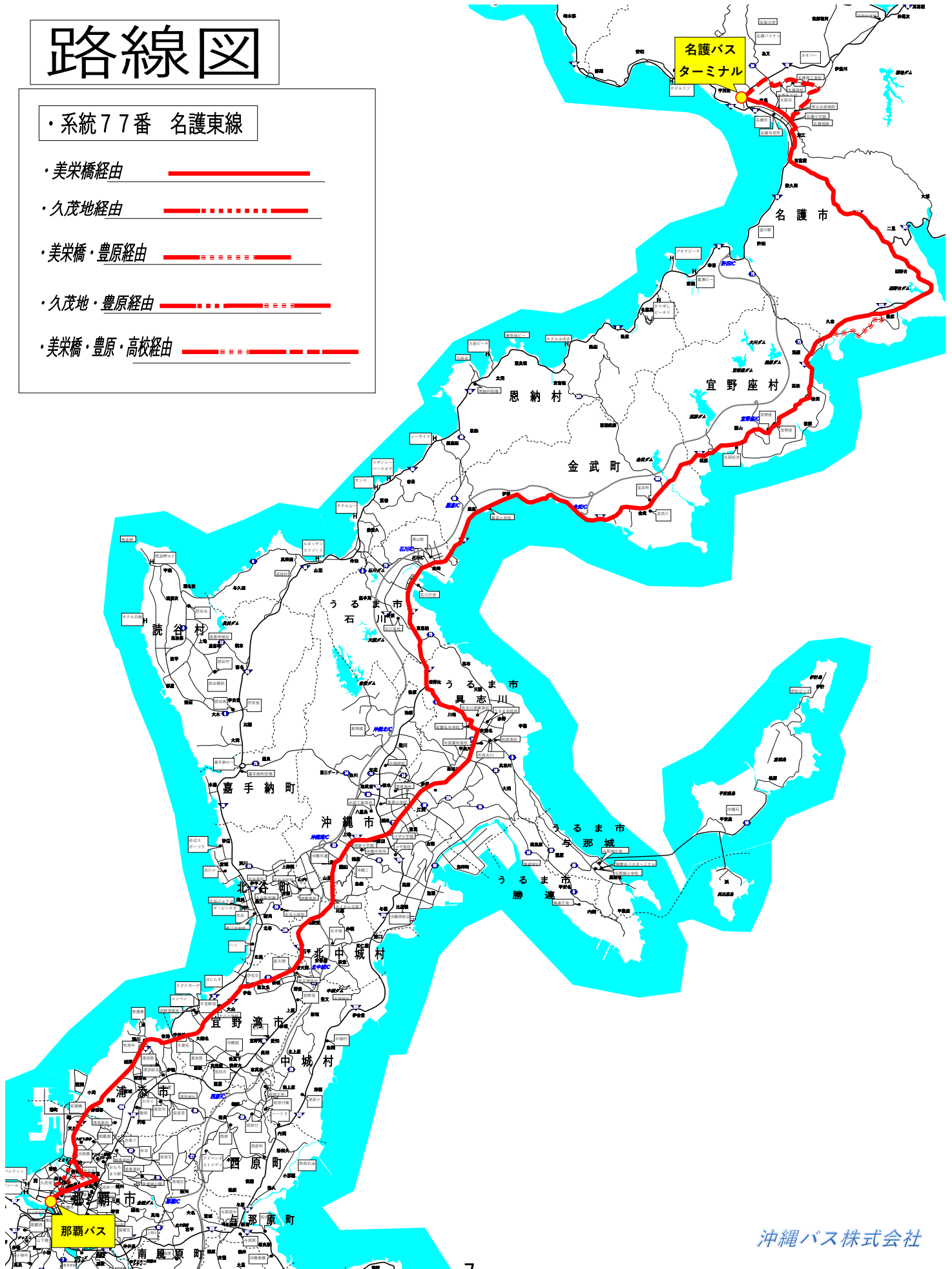
・美栄橋経由 

・久茂地経由 

・美栄橋・豊原経由 

・久茂地・豊原経由 

・美栄橋・豊原・高校経由 

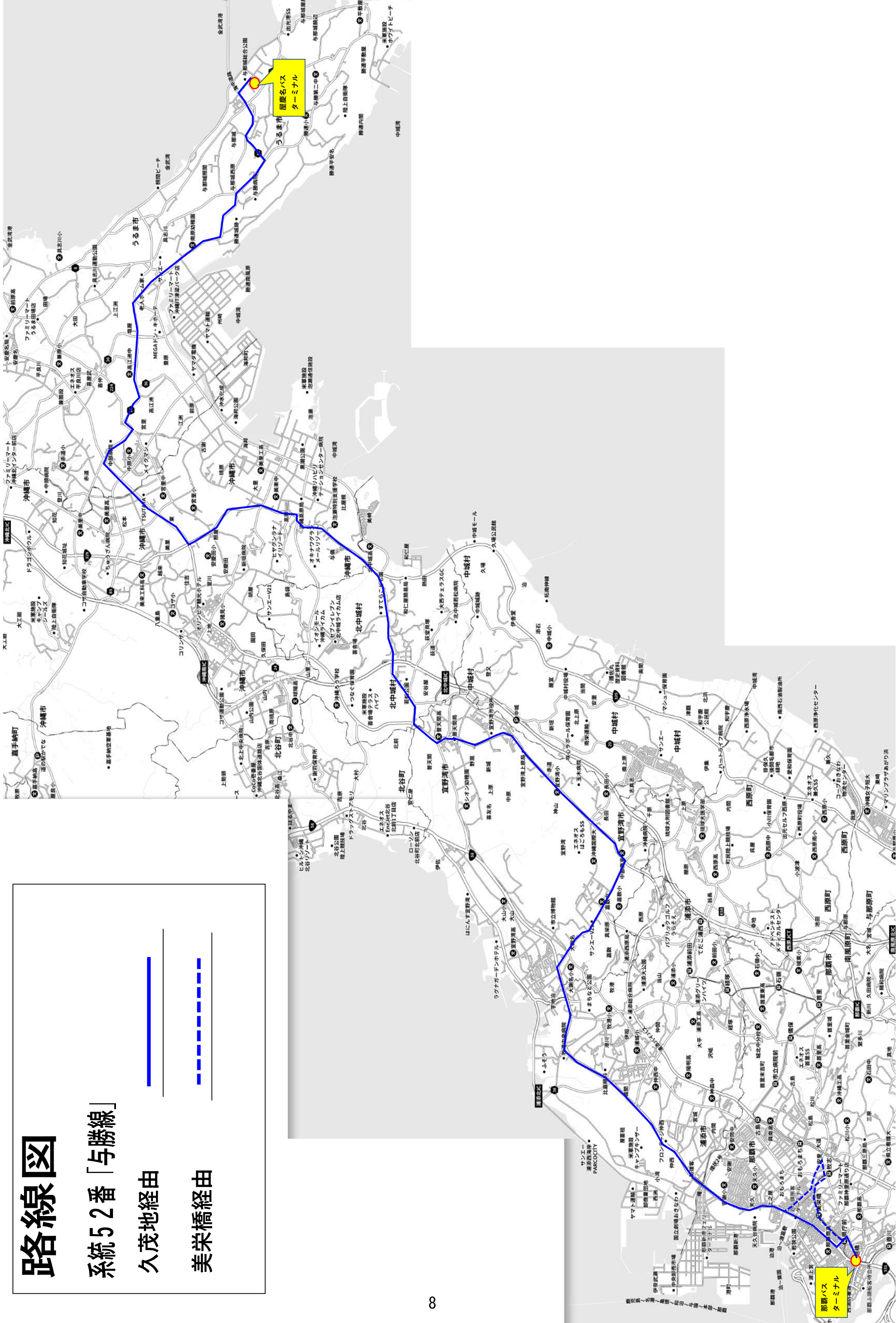


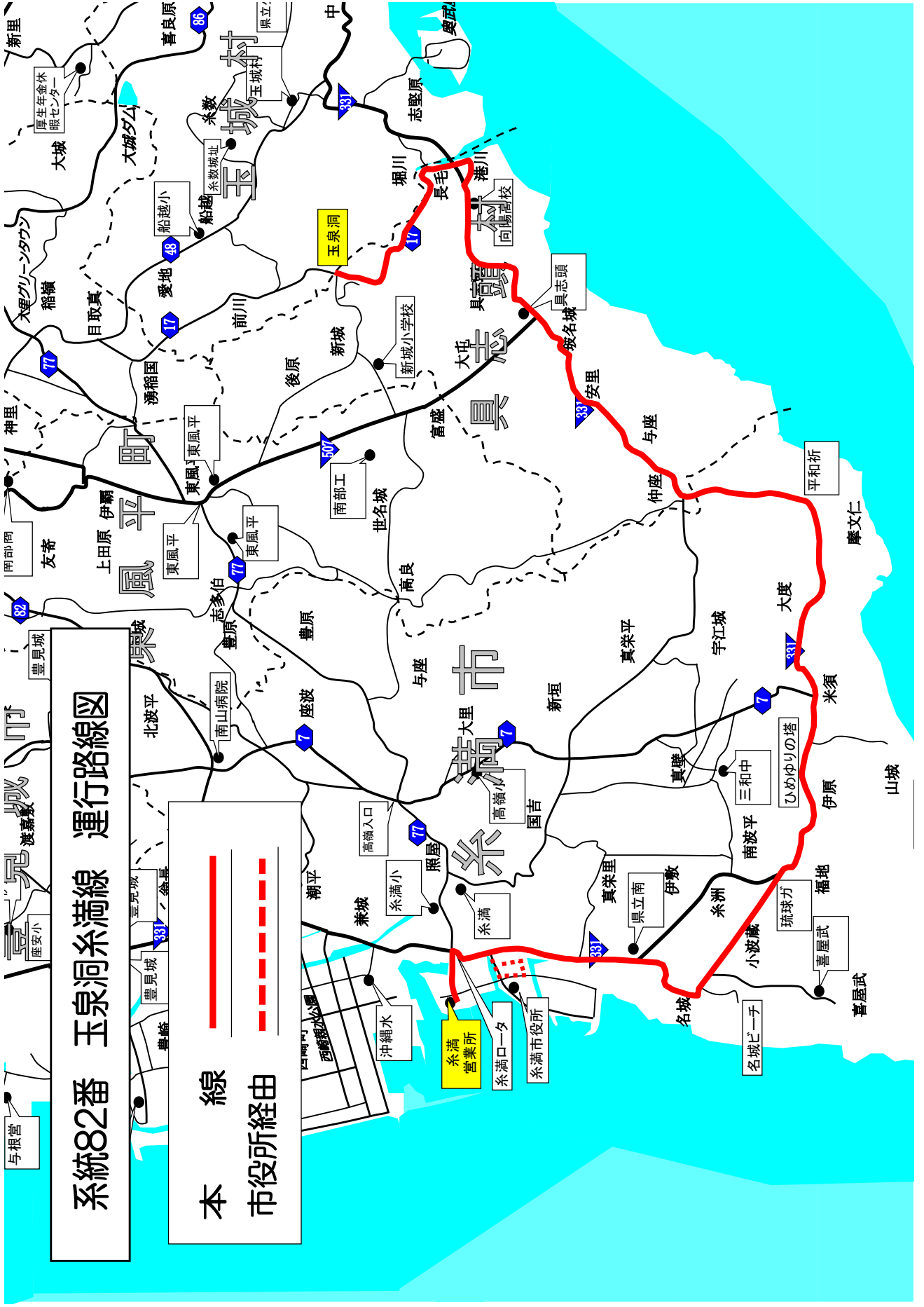
路線図

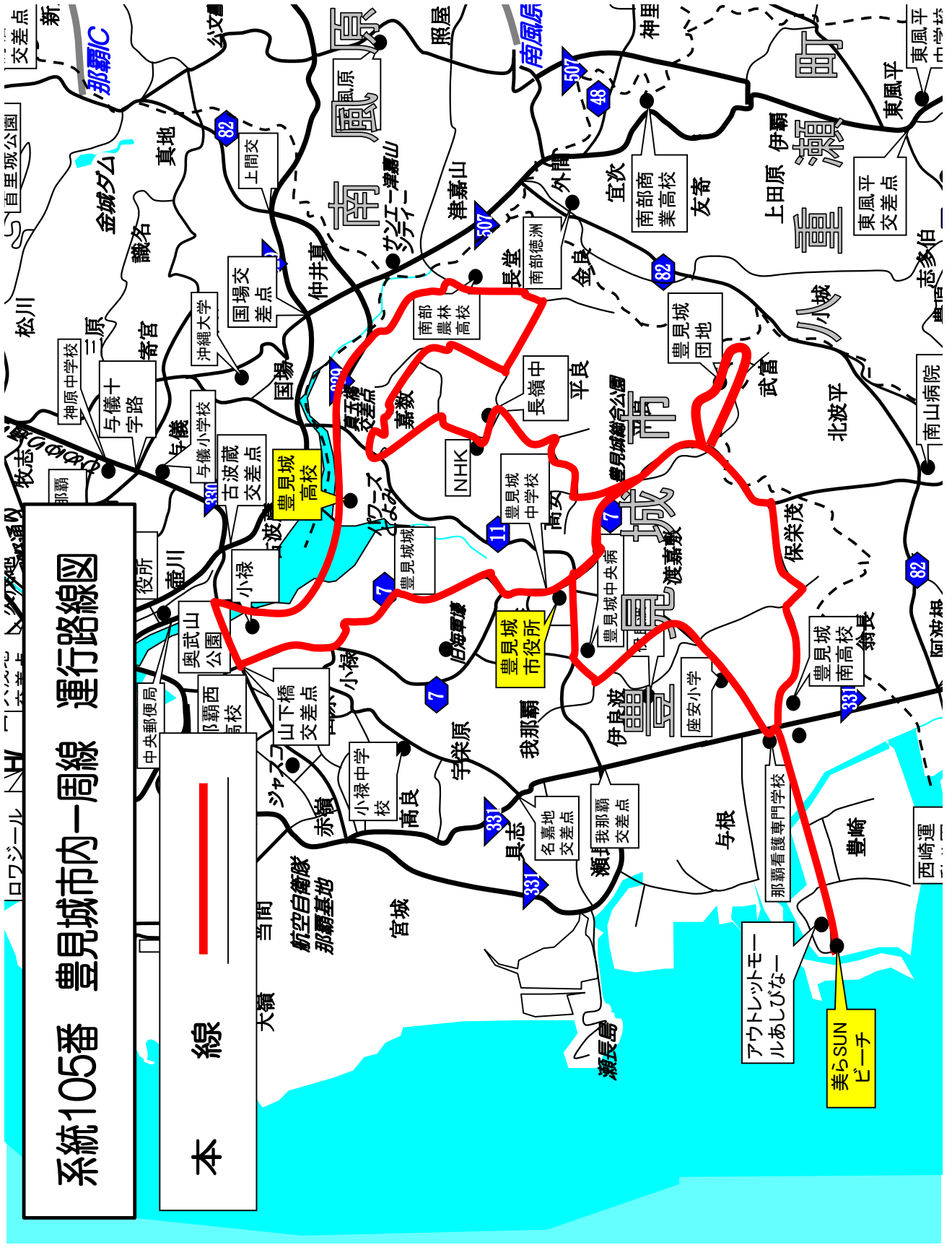
系統52番「与勝線」

久茂地經由

美栄橋經由





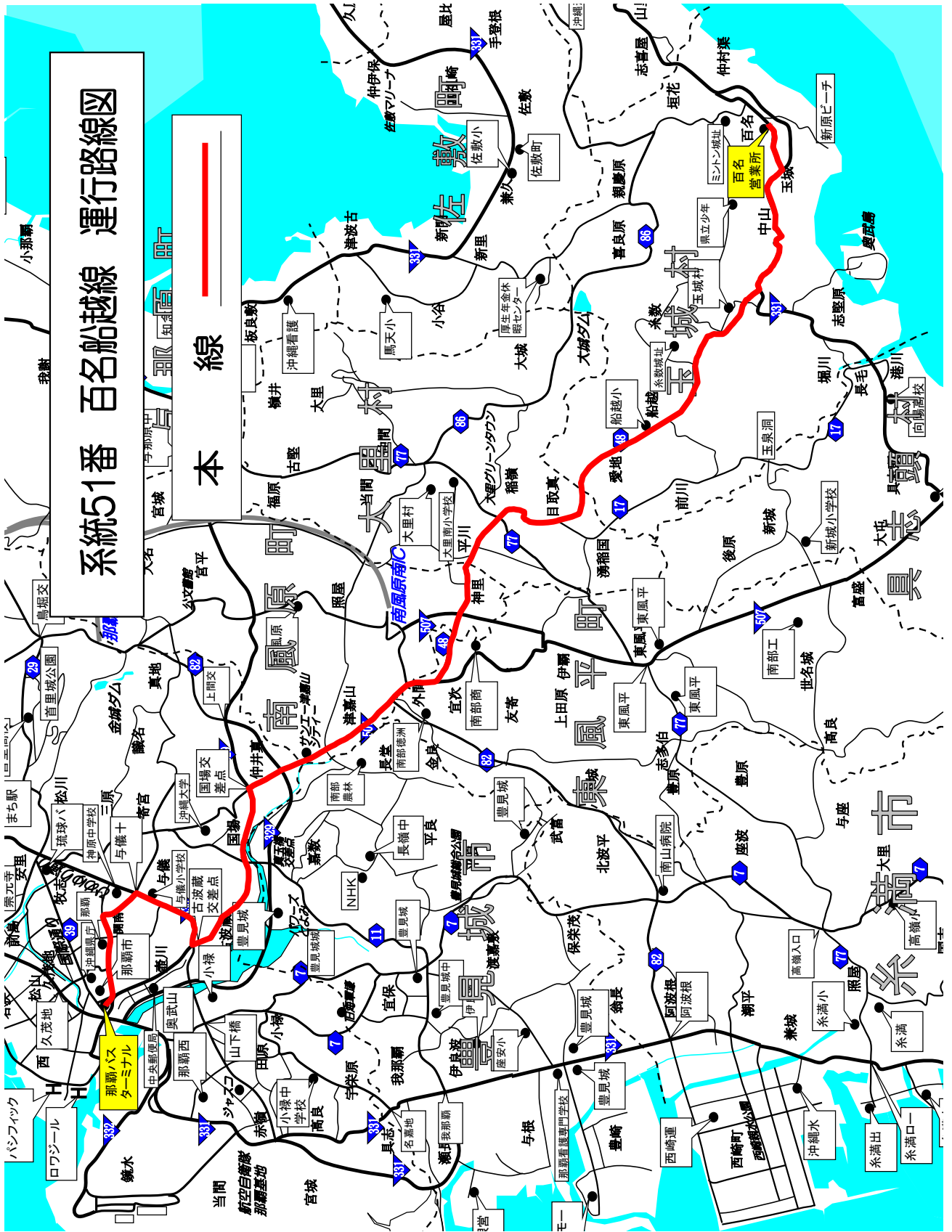


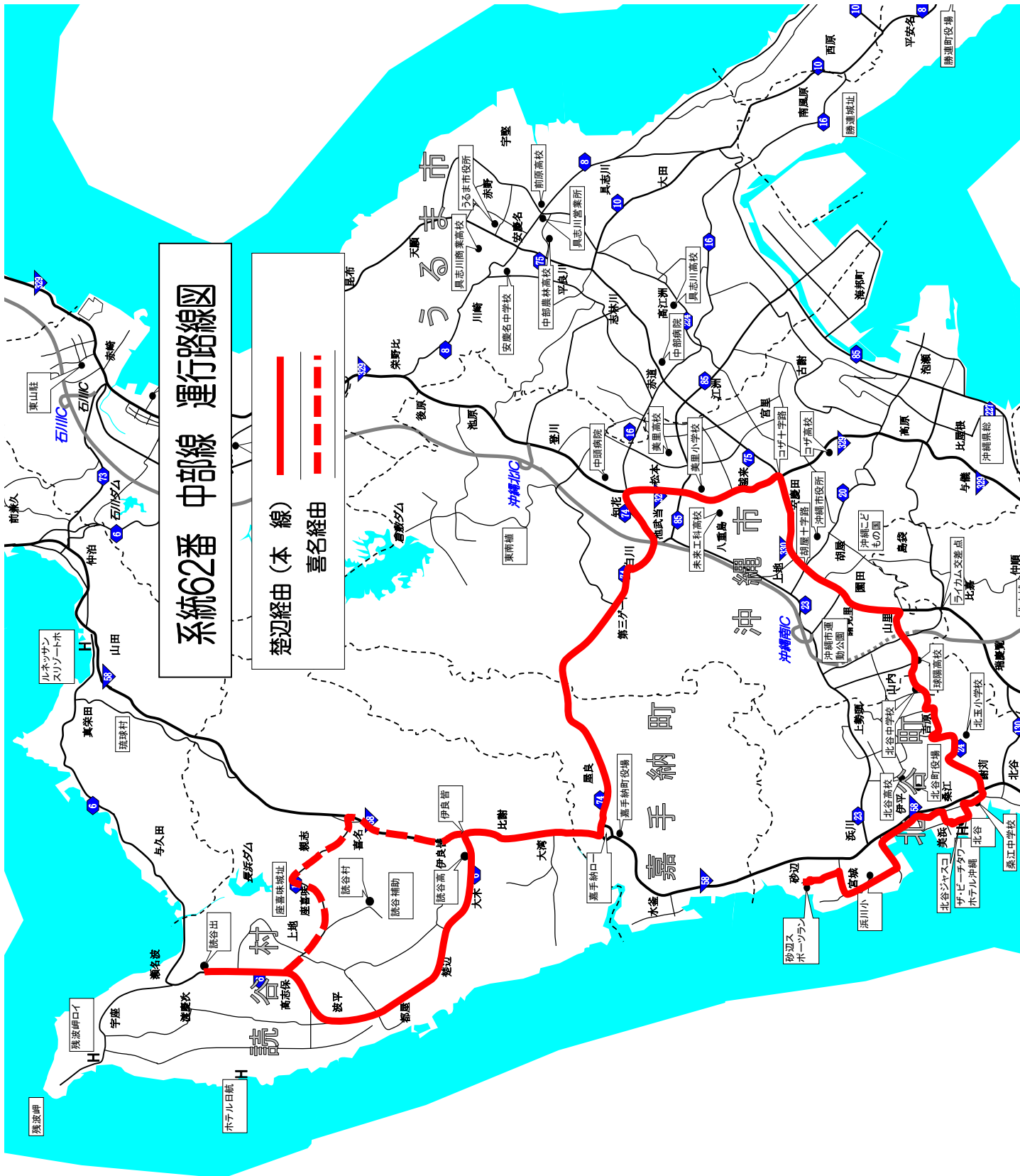
系統105番 豊見市内一周線 運行路線図

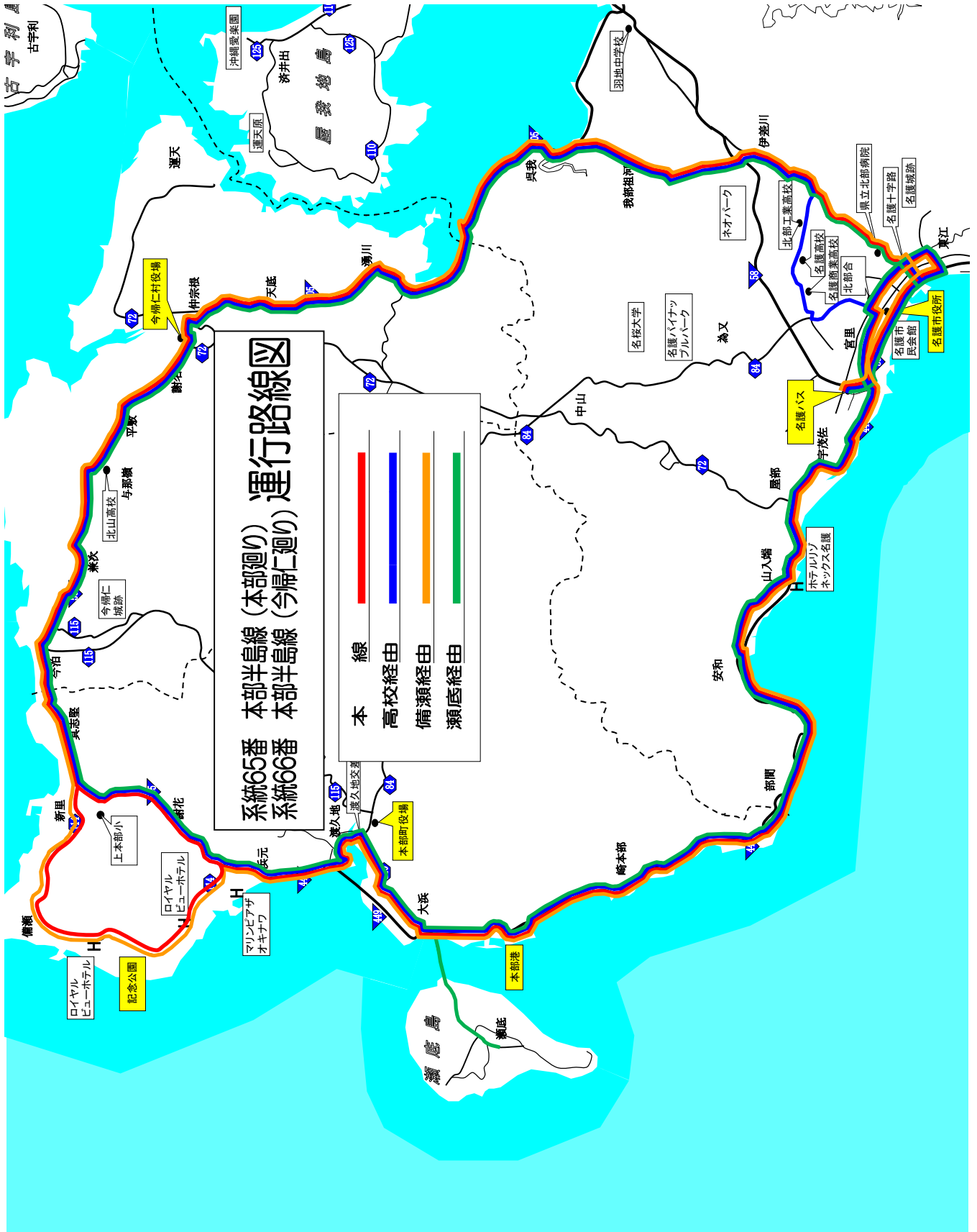
本線

系統51番 百名船越線 運行路線図

本線







系統 67番 辺土名線 運行路線図

系統 67番 辺土名線

本線

高校経由

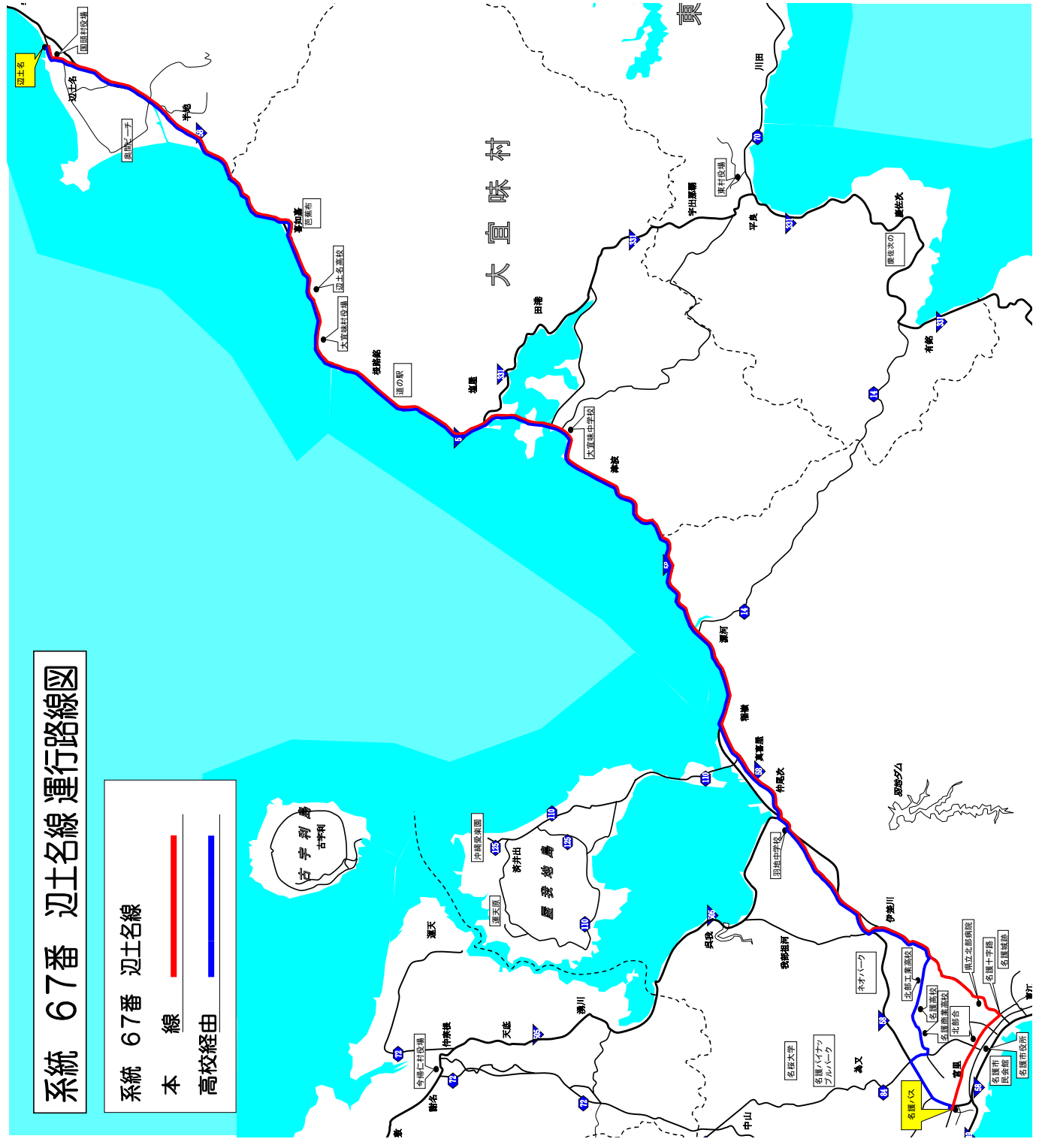


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 沖縄バス(株)

7年度

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業				
補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
補助対象期間の基準年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km	経常収支率				79.42 %

		乗合バス事業				
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	7,462,479.4 km	経常収支率				65.54 %

		乗合バス事業				
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	7,870,956.6 km	経常収支率				63.96 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'ニハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロニハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロニハ=c
沖縄	232 円 13 銭	256 円 81 銭	267 円 16 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(a+b+c)/3ニニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イニハニト
沖縄	252 円 03 銭	259 円 28 銭	252 円 03 銭	212 円 18 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統		計画運行回数 () ①=カ×コ 内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ホニチ (チー(リ+ヌ+ル))÷チー
			運行系統名	主要経路				往	復			往	復		往	復	
沖縄	1		名護東線	名護BT	365 日	6,570.0 (18.0)	5.4	97.2 人	往77.8 km (平均) 復77.8 km	77.8 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往41.7 km (平均) 復41.7 km	41.7 km	53.599%	46.401%
	2		与那国線	那覇BT	365 日	5,773.0 (15.8)	6.2	98.0 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.156%	31.842%
	3																
合計		系統						往115.8 km 復115.8 km	115.8 km			往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往67.6 km 復67.6 km	67.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チー	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下088.カ	補助対象経常費用の見込額 (d+e+f)/3ニノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カー=ヨ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20ニレ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ							
沖縄	1		100.00%	1,027,515.6	258,864,756円	171 円 75 銭	178,961,304円	1,125,562.0	159 円88銭	184,303,794円	1,123,942.8	163 円97銭	212,719,724円	1,111,262.6	191 円42銭	176,475,804 円	82,488,952 円	116,534,140 円	82,488,952 円
	2		100.00%	443,729.8	111,833,221円	196 円 61 銭	84,150,392円	495,235.0	169 円92銭	86,038,986円	462,699.4	185 円95銭	101,877,148円	435,407.8	233 円98銭	87,241,715 円	24,591,506 円	50,324,849 円	24,591,506 円
	3																		
合計				1,471,245.4km	370,797,977円		264,111,696円	1,620,797.0km		270,342,780円	1,586,642.2km	314,596,872円	1,546,670.4km		263,717,519 円	107,080,458 円	166,859,069 円	107,080,458 円	

補助 プロ ック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソノうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との結合 部分以外に係るもの	ソノうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との結合 部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
沖 縄	1		38,275,698 円	82,488,952 円	38,275,698 円	38,275 千円	19,137.5 千円	82,488,952 円	63,351,452 円	19,137,500 円	30.2%		0.0%		0円	0.0%	44,213,952 円	69.8%	
	2		7,830,427 円	24,591,506 円	7,830,427 円	7,830 千円	3,915.0 千円	24,591,506 円	20,676,506 円	3,915,000 円	18.9%		0.0%		0円	0.0%	16,761,506 円	81.1%	
	3																		
合計			46,106,125 円	107,080,458 円	46,106,125 円	46,105 千円	23,052.0 千円	107,080,458 円	84,027,958 円	23,052,500 円	%	0円	%	0円	%	60,975,458 円	%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とする。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載すること。補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分のキロ程（同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ア））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソノうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程」と「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 計画実車走行キロの欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 計画平均乗車密度が5人未満の路線の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 補助対象経費の欄は、(ア)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額又は(ソ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の欄の(ハ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/2に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)	8年度
------	---------	-----

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業				
補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
補助対象期間の基準年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km			経常収支率	79.42 %	

		乗合バス事業				
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	7,462,479.4 km			経常収支率	65.54 %	

		乗合バス事業				
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	7,870,956.6 km			経常収支率	63.96 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭	267. 円 16 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	252. 円 03 銭	259. 円 28 銭	252. 円 03 銭	212. 円 18 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ③×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	
			運行系統名	起点	主な経路地				終点	チ			オ	リ	ヌ	ル	ル÷チ			
沖縄	1		名護線	名護BT	辺野古	名護BT	365 日	7179.5回 (19.6)	6.0	117.6 人	往77.8 km (平均) 復77.8 km	77.8 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往41.7 km (平均) 復41.7 km	41.7 km	53.59%	46.401%
	2		与那国線	与那国BT	波口	厚慶名BT	365 日	5,767.0回 (15.8)	6.2	98.0 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.15%	31.842%
	3																			
合計		系統									往115.8 km 復115.8 km	115.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往67.6 km 復67.6 km	67.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	夕又はしのうちいづれか少ないほうの額					
					基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間				
					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''=e					経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'''÷マ'''=f		
沖縄	1		100.00%	1,122,674.3	282,847,603円	171. 円 75 銭	179,961,304円	1,125,562.0	159,円88銭	184,303,794円	1,123,942.8	163,円97銭	212,719,724円	1,111,262.6	191,円42銭	192,819,311 円	90,128,292 円	127,266,421 円	90,128,292 円
	2		100.00%	443,285.2	111,721,168円	196. 円 61 銭	84,150,392円	495,235.0	169,円92銭	86,038,966円	462,698.4	185,円95銭	101,877,148円	435,407.8	233,円98銭	87,154,303 円	24,566,865 円	50,274,525 円	24,566,865 円
	3																		
合計			156,595.5km	394,668,771円		264,111,696円	1,620,797.0km		270,342,780円	158,664.2km		314,596,872円	154,667.04km		279,973,614 円	114,695,157 円	177,600,946 円	114,695,157 円	

補助 プロ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との結合 部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック内 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との結合 部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 国庫補助額 を控除した額	ウの負担者とその負担割合									
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
			ソマラニツ	ソマラニツ	ツクみなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ウ＝コム	ム＝ラ×ウ									
沖 縄	1		41,820,428 円	90,128,292 円	41,820,428 円	41,820 千円	20,910.0 千円	90,128,292 円	69,218,292 円	20,910,000 円	30.2%		0.0%	0 円	0.0%	48,308,292 円	69.8%	
	2		7,822,581 円	24,566,865 円	7,822,581 円	7,822 千円	3,911.0 千円	24,566,865 円	20,655,865 円	3,911,000 円	18.9%		0.0%	0 円	0.0%	16,744,865 円	81.1%	
	3																	
合計			49,643,009 円	114,695,157 円	49,643,009 円	49,642 千円	24,821.0 千円	114,695,157 円	89,874,157 円	24,821,000 円	%	0 円	%	0 円	%	65,053,157 円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自令第338号、自令第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に低じ方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数は当該運行系統の計画輸送量を5人で除いた数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(本)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ウ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(本)の金額又は(ウ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ウ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/2に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)	9年度
------	---------	-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
		1,372,564 千円	33,928 千円	1,406,492 千円	1,748,757 千円	1,770,940 千円
		△ 376,193 千円	11,745 千円	△ 364,448 千円		
補助対象期間の基準年度の 実車走行キロ(ハ)		6,628,514.4 km		経常収支率	79.42 %	

基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
		1,229,789 千円	26,337 千円	1,256,126 千円	1,801,499 千円	1,916,464 千円
		△ 659,710 千円	△ 628 千円	△ 660,338 千円		
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		7,462,479.4 km		経常収支率	65.54 %	

基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
		1,149,980 千円	18,732 千円	1,168,712 千円	1,801,289 千円	1,827,113 千円
		△ 651,309 千円	△ 7,092 千円	△ 658,401 千円		
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)		7,870,956.6 km		経常収支率	63.96 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ'=c
沖縄	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭	267. 円 16 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額へ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
沖縄	252. 円 03 銭	259. 円 28 銭	252. 円 03 銭	212. 円 18 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ワ		
			起点	主な経由地	終点				チ	オ								オ÷チ=ク	リ
沖縄	1	名護東線	那覇BT	辺野古	名護BT	365 日	7300.0回 (20.0)	1220 人	往77.8 km (平均) 復77.8 km	77.8 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往41.7 km (平均) 復41.7 km	41.7 km	53.99%	46.40%
	2	与那国線	那覇BT	渡口	豊原BT	365 日	5779.0回 (15.8)	980 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.15%	31.84%
	3																		
合計		系統							往115.8 km 復115.8 km	115.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往67.6 km 復67.6 km	67.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ワ	計画実車走行キロ ハ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額、カ	(d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額、コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=f
沖縄	1		100.00%	1,141,204.9	287,617,870円	171. 円 75 銭	179,961,304円	1,125,562.0	159,円98銭	184,303,794円	1,123,942.8	163,円97銭	212,719,724円	1,111,262.6	191,円42銭	196,001,941円	91,615,929円	129,428,041円	91,615,929円
	2		100.00%	443,577.8	111,794,912円	196. 円 61 銭	84,150,392円	495,235.0	169,円92銭	86,038,986円	462,699.4	185,円95銭	101,877,148円	435,407.8	233,円98銭	87,211,831円	24,583,081円	50,307,710円	24,583,081円
	3																		
合計				1584,782.7km	399,412,782円		264,111,696円	1620797.0km		270,342,780円	1586642.2km		314,596,872円	1546670.4km		283,213,772円	116,199,010円	179,735,751円	116,199,010円

補助 ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		42,510,707 円	91,615,929 円	42,510,707 円	42,510 千円	21,255.0 千円	91,615,929 円	70,360,929 円	21,255,000 円	30.2%		0.0%	0 円	0.0%	49,105,929 円	69.8%	
	2		7,827,744 円	24,583,081 円	7,827,744 円	7,827 千円	3,913.5 千円	24,583,081 円	20,669,581 円	3,913,500 円	18.9%		0.0%	0 円	0.0%	16,756,081 円	81.1%	
	3																	
合計			50,338,451 円	116,199,010 円	50,338,451 円	50,337 千円	25,168.0 千円	116,199,010 円	91,030,510 円	25,168,500 円	%	0 円	%	0 円	%	65,862,010 円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によると。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 株式会社 琉球バス交通

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
		2,643,373 千円	21,818 千円	2,665,191 千円	2,775,021 千円	2,791,271 千円
		131,648 千円	5,568 千円	126,080 千円	476,366 千円	450,476 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		10,770,684.5 km			経常収支率 95.48 %	

基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	営業費用	経常費用(ロ')
		2,206,089 千円	46,391 千円	2,252,480 千円	2,682,455 千円	2,702,956 千円
		476,366 千円	25,890 千円	450,476 千円	11,232,588.1 km	83.33 %
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		11,232,588.1 km			経常収支率 83.33 %	

基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	営業費用	経常費用(ロ'')
		1,983,747 千円	50,760 千円	2,034,507 千円	2,579,157 千円	2,594,620 千円
		595,410 千円	35,297 千円	560,113 千円	11,232,259.0 km	78.41 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		11,232,259.0 km			経常収支率 78.41 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\square \div \Delta = a$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\square' \div \Delta' = b$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\square \div \Delta = c$
沖縄	230. 円 99 銭	240. 円 63 銭	259. 円 15 銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(a+b+c) \div 3 = 二$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益 $イ \div \Delta = ト$
沖縄	243. 円 59 銭	259. 円 28 銭	243. 円 59 銭	247. 円 44 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () = カッコ内	計画平均乗車密度	計画輸送量 x =	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ
			起点	主な経由地	終点					往0.0 km (平均)	復0.0 km (平均)		往0.0 km (平均)	復0.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	復0.0 km (平均)			
沖縄	1		玉泉洞 糸満 具志頭 玉泉洞	365 日	4259.0回 (11.6)	1.7	19.7 人	往20.1 km (平均) 復20.1 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	100.00%				
	2		豊見城市周縁 豊崎ビーチ 浪崎 豊崎ビーチ	365 日	4872.0回 (13.3)	5.1	67.8 人	往28.2 km 復28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%				
	3		百名(船越経由) 那覇BT 船越 百名BT	365 日	3714.5回 (10.1)	4.3	43.4 人	往17.9 km 復17.9 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往10.5 km 復10.5 km	58.65%	41.340%				
	4		中部線 読谷 コザ 砂辺	365 日	9368.0回 (25.6)	4.0	102.4 人	往30.5 km 復30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	62.29%	37.704%				
合計		系統						往96.7 km 復96.7 km	往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往29.5 km 復29.5 km						

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額カ (d+e+f) ÷ 3 = /	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 / × ワ以上の額ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ								
沖縄	1		100.00%	163,720.8km	39,880,749円	86. 円 50 銭	14,319,924円	163766.9km	87.円44銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	14,161,849円	25,718,900円	17,946,337円	17,946,337円
	2		100.00%	135,267.6km	32,949,834円	84. 円 49 銭	10,310,480円	135484.5km	76.円10銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	11,428,759円	21,521,075円	14,827,425円	14,827,425円
	3		100.00%	132,979.1km	32,392,376円	214. 円 32 銭	26,000,137円	139530.5km	186.円34銭	28,805,733円	139426.7km	206.円60銭	34,514,812円	138044.8km	250.円02銭	28,500,080円	3,892,298円	14,576,570円	3,892,298円
	4		100.00%	570,473.6km	138,961,664円	166. 円 20 銭	84,866,562円	570234.6km	148.円82銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	94,812,712円	44,148,952円	62,532,748円	44,148,952円
合計				1002441.1km	244,184,625円		135,497,103円	1009016.1km		145,276,154円	1008641.7km		168,296,982円	998385.2km		148,903,400円	95,281,225円	109,883,080円	80,815,012円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数 / 計画運行回数 = ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		17,946,337 円	17,946,337 円	4,641,294 円	4,641 千円	2,320.5 千円	25,718,900 円	23,398,400 円	2,320,500 円	9.9%	21,077,900 円	90.1%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	2		14,827,425 円	14,827,425 円	14,827,425 円	14,827 千円	7,413.5 千円	21,521,075 円	14,107,575 円	7,413,500 円	52.5%	6,694,075 円	47.5%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	3		1,609,075 円	3,892,298 円	1,274,514 円	1,274 千円	637.0 千円	3,892,298 円	3,255,298 円	637,000 円	19.5%	2,280,538 円	70.1%	0 円	0.0%	337,760 円	10.4%	
	4		16,645,920 円	44,148,952 円	13,004,625 円	13,004 千円	6,502.0 千円	44,148,952 円	37,646,952 円	6,502,000 円	17.3%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	31,144,952 円	82.7%	
合計			51,028,757 円	80,815,012 円	33,747,858 円	33,746 千円	16,873.0 千円	95,281,225 円	78,408,225 円	16,873,000 円	%	30,052,513 円	%	0 円	%	31,482,712 円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5-ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画」を実施する区域におけるキロ程の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）-補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画」を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ソ）の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額に（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（リ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日による運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和 年度、令和 年度については、令和 年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通
------	-------------

8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
		2,643,373 千円	21,818 千円	2,665,191 千円	2,775,021 千円	2,791,271 千円
		131,648 千円	5,568 千円	126,080 千円	476,366 千円	450,476 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		10,770,684.5 km			経常収支率 95.48 %	

基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	営業費用	経常費用(ロ')
		2,206,089 千円	46,391 千円	2,252,480 千円	2,682,455 千円	2,702,956 千円
		476,366 千円	25,890 千円	450,476 千円	476,366 千円	450,476 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		11,232,588.1 km			経常収支率 83.33 %	

基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	営業費用	経常費用(ロ'')
		1,983,747 千円	50,760 千円	2,034,507 千円	2,579,157 千円	2,594,620 千円
		595,410 千円	35,297 千円	560,113 千円	595,410 千円	560,113 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		11,232,259.0 km			経常収支率 78.41 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) □' ÷ ハ'' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) □' ÷ ハ' = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) □ ÷ ハ = c
沖縄	230. 円 99 銭	240. 円 63 銭	259. 円 15 銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ ÷ ハ = ト
沖縄	243. 円 59 銭	259. 円 28 銭	243. 円 59 銭	247. 円 44 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () = カッコ内	計画平均乗車密度	計画輸送量 × =	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ ÷ チ = ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル ÷ チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ - (リ + ス + ル)) ÷ チ = ラ
			運行系統名	起点	主な経由地								終点	計画運行回数			
沖縄	1		玉泉洞 糸満 具志頭 玉泉洞	糸満	具志頭	玉泉洞	365 日	4256.0回 (11.6)	1.7	19.7 人	往20.1 km (平均) 復20.1 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	100.00%
	2		豊見城市周縁 豊崎ビーチ 浪崎 豊崎ビーチ	豊崎ビーチ	浪崎	豊崎ビーチ	365 日	4848.0回 (13.2)	5.1	67.3 人	往28.2 km 復28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%
	3		百名(船越経由) 那覇BT 船越 百名BT	那覇BT	船越	百名BT	365 日	3698.0回 (10.1)	4.3	43.4 人	往17.9 km 復17.9 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往10.5 km 復10.5 km	58.65%	41.340%
	4		中部線 読谷 コザ 砂辺	読谷	コザ	砂辺	365 日	9369.5回 (25.6)	4.0	102.4 人	往30.5 km 復30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	62.29%	37.704%
合計			系統														

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ - (リ + ス + ル)) ÷ チ = ラ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ × ワ以下の額カ (d+e+f)/3 = /	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 / × ワ以上の額ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ - ヨ = タ	補助対象経常費用の限度額 カ × 9/20 = レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統の 実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ' = マ' = d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ = マ = e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ = マ = f	
沖縄	1		100.00%	163,583.77km	39,847,353円	86. 円 50 銭	14,319,924円	163766.9km	87.円44銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,372,567円	161913.7km	88.円76銭	14,149,990円	25,697,363円	17,931,308円	17,931,308円
	2		100.00%	134,616.9km	32,791,330円	84. 円 49 銭	10,310,480円	135484.5km	76.円10銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	12,530,702円	134020.1km	93.円49銭	11,373,781円	21,417,549円	14,756,098円	14,756,098円
	3		100.00%	132,388.4km	32,248,490円	214. 円 32 銭	26,000,137円	139530.5km	186.円34銭	28,805,733円	139426.7km	206.円60銭	34,514,812円	138044.8km	250.円02銭	28,373,481円	3,875,009円	14,511,820円	3,875,009円
	4		100.00%	570,569.9km	138,985,121円	166. 円 20 銭	84,866,562円	570234.6km	148.円82銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	106,878,901円	564406.6km	189.円36銭	94,828,717円	44,156,404円	62,543,304円	44,156,404円
合計				1001158.9km	243,872,294円		135,497,103円	1009016.1km		145,276,154円	1008641.7km		168,296,982円	998385.2km		148,725,969円	95,146,325円	109,742,530円	80,718,819円

補助 ブ ロ ク 名	申請 番 号	特 別 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部分 以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部分 以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		17,931,308 円	17,931,308 円	4,637,407 円	4,637 千円	2,318.5 千円	25,697,363 円	23,378,863 円	2,318,500 円	9.9%	21,060,363 円	90.1%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	2		14,756,098 円	14,756,098 円	14,756,098 円	14,756 千円	7,378.0 千円	21,417,549 円	14,039,549 円	7,378,000 円	52.6%	6,661,549 円	47.4%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	3		1,601,928 円	3,875,009 円	1,268,853 円	1,268 千円	634.0 千円	3,875,009 円	3,241,009 円	634,000 円	19.5%	2,270,705 円	70.1%	0 円	0.0%	336,304 円	10.4%	
	4		16,648,730 円	44,156,404 円	13,006,820 円	13,006 千円	6,503.0 千円	44,156,404 円	37,653,404 円	6,503,000 円	17.3%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	31,150,404 円	82.7%	
合計		50,938,064 円	80,718,819 円	33,669,178 円	33,667 千円	16,833.0 千円	95,146,325 円	78,312,825 円	16,833,500 円	%	29,992,617 円	%	0 円	%	31,486,708 円	%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5-ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画」を実施する区域におけるキロ程の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）-補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画」を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、「（ネ）計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨て）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（リ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日による運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和 年度、令和 年度については、令和 年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通
------	-------------

9年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
		2,643,373 千円	21,818 千円	2,665,191 千円	2,775,021 千円	2,791,271 千円
		131,648 千円	5,568 千円	126,080 千円	476,366 千円	560,113 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		10,770,684.5 km			経常収支率 95.48 %	

基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	営業費用	経常費用(ロ')
		2,206,089 千円	46,391 千円	2,252,480 千円	2,682,455 千円	2,702,956 千円
		476,366 千円	25,890 千円	450,476 千円	1,123,259.0 千円	1,123,259.0 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		11,232,588.1 km			経常収支率 83.33 %	

基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	営業費用	経常費用(ロ'')
		1,983,747 千円	50,760 千円	2,034,507 千円	2,579,157 千円	2,594,620 千円
		595,410 千円	35,297 千円	560,113 千円	1,123,259.0 千円	1,123,259.0 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		11,232,259.0 km			経常収支率 78.41 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\square' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$
沖縄	230. 円 99 銭	240. 円 63 銭	259. 円 15 銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
沖縄	243. 円 59 銭	259. 円 28 銭	243. 円 59 銭	247. 円 44 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () = カッコ内	計画平均乗車密度	計画輸送量 x =	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ
			運行系統名	起点	主な経由地					終点	往0.0 km (平均) 復20.1 km		往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km				
沖縄	1		玉泉洞 糸満 具志頭 玉泉洞	365 日	4258.0回 (11.6)	1.7	19.7 人	往20.1 km (平均) 復20.1 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	100.00%				
	2		豊見城 市川 豊崎 豊崎	365 日	4864.0回 (13.3)	5.1	67.8 人	往28.2 km 復28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%				
	3		百名 (船越 経由) 那覇 BT 船越 百名 BT	365 日	3709.0回 (10.1)	4.3	43.4 人	往17.9 km 復17.9 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往10.5 km 復10.5 km	58.65%	41.340%				
	4		中部線 読谷 コザ 砂辺	365 日	9368.5回 (25.6)	4.0	102.4 人	往30.5 km 復30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	62.29%	37.704%				
合計		系統						往96.7 km 復96.7 km	往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往29.5 km 復29.5 km						

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額カ (d+e+f)/3 = /	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 / ×ワ以上の額ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ								
沖縄	1		100.00%	163,675.1km	39,869,617円	86. 円 50 銭	14,319,924円	163,766.9km	87. 円44銭	13,634,739円	163,673.4km	83. 円30銭	14,372,567円	16,191,737円	88. 円76銭	14,157,896 円	25,711,721 円	17,941,327 円	17,941,327 円
	2		100.00%	135,050.7km	32,897,000円	84. 円 49 銭	10,310,480円	135,484.5km	76. 円10銭	11,346,435円	135,250.7km	83. 円89銭	12,530,702円	13,402,011円	93. 円49銭	11,410,433 円	21,486,567 円	14,803,650 円	14,803,650 円
	3		100.00%	132,782.2km	32,344,416円	214. 円 32 銭	26,000,137円	139,950.5km	186. 円34銭	28,805,733円	139,942.7km	206. 円60銭	34,514,812円	13,804,882円	250. 円02銭	28,457,881 円	3,886,535 円	14,554,987 円	3,886,535 円
	4		100.00%	570,505.7km	138,969,483円	166. 円 20 銭	84,866,562円	570,234.6km	148. 円82銭	91,489,247円	570,290.9km	160. 円42銭	106,878,901円	56,406,682円	189. 円36銭	94,818,047 円	44,151,436 円	62,536,267 円	44,151,436 円
合計																			

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数 / 計画運行回数 = ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		17,941,327円	17,941,327円	4,639,998円	4,639千円	2,319.5千円	25,711,721円	23,392,221円	2,319,500円	9.9%	21,072,721円	90.1%	0円	0.0%	0円	0.0%	
	2		14,803,650円	14,803,650円	14,803,650円	14,803千円	7,401.5千円	21,486,567円	14,085,067円	7,401,500円	52.5%	6,683,567円	47.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	
	3		1,606,693円	3,886,535円	1,272,628円	1,272千円	636.0千円	3,886,535円	3,250,535円	636,000円	19.5%	2,277,260円	70.1%	0円	0.0%	337,275円	10.4%	
	4		16,646,857円	44,151,436円	13,005,357円	13,005千円	6,502.5千円	44,151,436円	37,648,936円	6,502,500円	17.3%	0円	0.0%	0円	0.0%	31,146,436円	82.7%	
合計		50,998,527円	80,782,948円	33,721,633円	33,719千円	16,859.0千円	95,236,259円	78,376,759円	16,859,500円	%	30,033,548円	%	0円	%	31,483,711円	%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画」を実施する区域におけるキロ程の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）-補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画」を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ソ）の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額に（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（リ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日による運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和 年度、令和 年度については、令和 年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 沖縄バス 株式会社 ・ 株式会社 琉球バス交通

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】			
営業収益	1,372,564千円	営業外収益	33,928千円	経常収益(イ)	1,406,492千円
営業費用	1,748,757千円	営業外費用	22,183千円	経常費用(ロ)	1,770,940千円
営業損益	△ 376,193千円	営業外損益	11,745千円	経常損益	△ 364,448千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km			経常収支率	79.42%
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況		乗合バス事業【琉球バス】			
営業収益	2,643,373千円	営業外収益	21,818千円	経常収益(イ)	2,665,191千円
営業費用	2,775,021千円	営業外費用	16,250千円	経常費用(ロ)	2,791,271千円
営業損益	△ 131,648千円	営業外損益	5,568千円	経常損益	△ 126,080千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	10,770,884.5 km			経常収支率	95.48%
基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】			
営業収益	1,229,789千円	営業外収益	26,337千円	経常収益(イ)	1,256,126千円
営業費用	1,889,499千円	営業外費用	26,965千円	経常費用(ロ)	1,916,464千円
営業損益	△ 659,710千円	営業外損益	△ 628千円	経常損益	△ 660,338千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km			経常収支率	65.54%
基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】			
営業収益	2,206,089千円	営業外収益	46,391千円	経常収益(イ)	2,252,480千円
営業費用	2,682,455千円	営業外費用	20,501千円	経常費用(ロ)	2,702,956千円
営業損益	△ 476,366千円	営業外損益	25,890千円	経常損益	△ 450,476千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km			経常収支率	83.33%
基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】			
営業収益	1,149,980千円	営業外収益	18,732千円	経常収益(イ)	1,168,712千円
営業費用	1,801,289千円	営業外費用	25,824千円	経常費用(ロ)	1,827,113千円
営業損益	△ 651,309千円	営業外損益	△ 7,092千円	経常損益	△ 658,401千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	7,870,956.6 km			経常収支率	63.96%
基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】			
営業収益	1,983,747千円	営業外収益	50,760千円	経常収益(イ)	2,034,507千円
営業費用	2,579,157千円	営業外費用	15,463千円	経常費用(ロ)	2,594,620千円
営業損益	△ 595,410千円	営業外損益	35,297千円	経常損益	△ 560,113千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	11,232,259.0 km			経常収支率	78.41%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭	262. 円 20 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
	246. 円 91 銭	259. 円 28 銭	246. 円 91 銭	234. 円 01 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画乗車量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との統合部分に係るキロ程	他路線との統合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外のキロ程の比率	
																①=カ×コ内
沖縄	1		名鉄BT	渡ヶ地	名鉄BT	365日	9316回(25.5)	1.8	45.9人	往54.0km(平均) 復54.0km	往0.0km(平均) 復0.0km	0.00%	往0.0km(平均) 復0.0km	往0.0km(平均) 復0.0km	0.00%	100.00%
沖縄	2		名鉄BT	大宮	名鉄BT	365日	4259回(11.6)	2.2	25.5人	往31.6km 復31.6km	往0.0km 復0.0km	0.00%	往0.0km(平均) 復0.0km	往0.0km(平均) 復0.0km	0.00%	100.00%
合計		系統														

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益			補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	又ははのうちのいずれか少ないほうの額						
							基準期間の前々年度							基準期間の前年度			基準期間		
							経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統のキロ当たり経常収益ヤ÷マ=d					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統のキロ当たり経常収益ヤ÷マ=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統のキロ当たり経常収益ヤ÷マ=f
沖縄	1		100.00%	499,129.6km	123,240,089円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626,136.8km	87. 円 63 銭	51,752,632円	629,156.0km	82. 円 25 銭	47,386,864円	61,983,706円	76. 円 45 銭	40,983,531円	82,256,558円	55,458,040円	55,458,040円
合計				768,200.8km	189,676,458円		93,445,901円	1,026,094.8km		90,454,339円	1,028,969.0km		87,514,027円	1,041,703.8km		67,438,611円	122,237,847円	85,354,406円	85,354,406円

補助 プロ ック 名	申請 番号	特 別 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分以外 に属するもの		ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分以外 に属するもの		計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経費費用から 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合						
			都道府県		市区町村							その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合						負担額	負担割合	負担額	負担割合			
沖根	1		55,458,040円	55,458,040円	19,573,425円	19,573千円	9,786.5千円	82,256,558円	72,470,058円	9,786,500円	13.5%	26,769,518円	37.0%	0円	0.0%	35,885,040円	49.5%	
	2		29,896,366円	29,896,366円	12,886,364円	12,886千円	6,443.0千円	39,981,289円	33,538,289円	6,443,000円	19.2%	10,084,923円	30.1%	0円	0.0%	17,010,366円	50.7%	
	合計		85,354,406円	85,354,406円	32,459,789円	32,459千円	16,229.0千円	122,237,847円	106,008,347円	16,229,500円	9%	36,854,441円	9%	0円	0%	52,895,406円	9%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経費費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月11日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経費は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとで一連番号とする。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とする。
- 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(1)に記載すること。
- 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ク)に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ハ)の金額を記載し、記載がない場合は(ニ)の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ソ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額(ウ)の比率を乗じて得た金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ウ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経費の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごと(100千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 基付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経費費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る「事業報告書及び関連書類」ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るもの)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

8年度

事業者名		沖繩バス 株式会社 ・ 株式会社 琉球バス交通					
1. 申請事業者の概要							
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業【沖繩バス】						
	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円	
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
経常収支率 79.42 %							
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円	
	営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	10,770,684.5 km	営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
経常収支率 95.48 %							
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業【沖繩バス】						
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円	
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
経常収支率 65.54 %							
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円	
	営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km	営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円
経常収支率 83.33 %							
基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業【沖繩バス】						
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ)	1,168,712 千円	
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ)	1,827,113 千円	
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	7,870,956.6 km	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
経常収支率 63.96 %							
基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,780 千円	経常収益(イ)	2,034,527 千円	
	営業費用	2,578,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ)	2,594,620 千円	
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	11,232,259.0 km	営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円
経常収支率 78.41 %							

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ ¹ ÷ハ ¹ =a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ ² ÷ハ ² =b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ ³ ÷ハ ³ =c
	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭	262. 円 20 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
	246. 円 91 銭	259. 円 28 銭	246. 円 91 銭	234. 円 01 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロックが 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック 外乗入 部分、同一 補助ブロック 都道府 県外乗入 部分及び 他路線との 競合部分 以外の キロ程の 比率				
															①=カコ 内	②	①×② =③	チ
沖繩	1		本那半島 名護 BT	365 日	9323.0回 (25.5)	1.8	45.9 人	往54.0 km (平均) 復54.0 km	54.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
	2		辺土名 名護 BT	365 日	4256.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
合計		系統					往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常収益の限度額	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 ヤ ¹	実車走行 キロ マ ¹	補助対象系統の 実車走行 キロ マ ²	経常収益 ヤ ²	実車走行 キロ マ ²	補助対象系統の 実車走行 キロ マ ³					経常収益 ヤ ³	実車走行 キロ マ ³	補助対象系統の 実車走行 キロ マ ⁴	経常収益 ヤ ⁴
沖繩	1		100.00%	499,483.8km	123,327,545円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.63銭	51,752,832円	629156.0km	82.62銭	47,386,864円	619837.0km	76.64銭	41,012,614 円	82,314,931 円	55,497,395 円	55,497,395 円
	2		100.00%	268,682.8km	66,389,852円	98. 円 32 銭	38,574,567円	399958.0km	96.64銭	38,701,507円	399813.0km	96.79銭	40,127,163円	394333.8km	101.67銭	26,436,556 円	39,953,296 円	29,875,433 円	29,875,433 円
合計				768366.6km	189,717,397円		93,445,901円	1,026,094.8km		90,454,339円	1,028,969.0km		87,514,027円	1,014,170.8km		67,449,170 円	122,268,227 円	85,372,828 円	85,372,828 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 経路線との結合部分以外 に属するもの		ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 経路線との結合部分以外 に属するもの		計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経費費用から 経路線 を控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した額	ウの負担者とその負担割合						
			都道府県		市区町村							その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合						負担額	負担割合	負担額	負担割合			
沖縄	1		55,497,395 円	55,497,395 円	19,587,315 円	19,587 千円	9,793.5 千円	62,314,931 円	72,521,431 円	9,793,500 円	13.5%	26,817,539 円	37.0%	0 円	0.0%	35,910,395 円	49.5%	
	2		29,875,433 円	29,875,433 円	12,877,341 円	12,877 千円	6,438.5 千円	39,953,296 円	33,514,796 円	6,438,500 円	19.2%	10,077,863 円	30.1%	0 円	0.0%	16,984,433 円	50.7%	
合計			85,372,828 円	85,372,828 円	32,464,656 円	32,464 千円	16,232.0 千円	122,268,227 円	106,036,227 円	16,232,000 円	%	36,895,399 円	%	0 円	%	52,908,828 円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第1章第3条に係る経費費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自賠第338号、自賠第151号、自賠第55号によること。なお、これにより余計を整理することができる特別な理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経費費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における統計運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載すること。補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「1」に記載すること。
- 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のこと。当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に属するもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、「(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)」に記載がある場合は「ホ」の金額を記載し、記載がない場合は「ツ」の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「ツ」の金額を控除して得た金額に「ウ」の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ツ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「(ハ)」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは増日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとするものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3条に係る経費費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス 株式会社 ・ 株式会社 琉球バス交通	9年度
------	-------------------------	-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】			
営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
補助対象期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km	経常収支率	79.42 %		
補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況		乗合バス事業【琉球バス】			
営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
補助対象期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	10,770,884.5 km	経常収支率	95.48 %		
基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】			
営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円
営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円
営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km	経常収支率	65.54 %		
基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業【琉球バス】			
営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円
営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円
営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km	経常収支率	83.33 %		
基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】			
営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ)	1,168,712 千円
営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ)	1,827,113 千円
営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	7,870,956.6 km	経常収支率	63.96 %		
基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業【琉球バス】			
営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ)	2,034,507 千円
営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ)	2,594,620 千円
営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	11,232,259.0 km	経常収支率	78.41 %		

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭	262. 円 20 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
	246. 円 91 銭	259. 円 28 銭	246. 円 91 銭	234. 円 01 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 終点	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との結合部分に係るキロ程 ル	他路線との結合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ソ	
																	①=カ×コ内
沖縄	1		本島半島	糸島	名護	365 日	9325回 (25.5)	1.8	45.9 人	往54.0 km 復54.0 km	(平均) 往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%
	2		糸島	糸島	糸島	365 日	4258回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	(平均) 往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.00%
合計	系統									往85.6 km 復85.6 km	(平均) 往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ソ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ×9/20=ゼ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ヘ×ワ×9/20=ゼ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ×9/20=シ	補助対象経常収益の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度 経常収益 ヤ	基準期間の前年度 実車走行 キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ミ	基準期間の前々年度 実車走行 キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ミ	基準期間 経常収益 ヤ					基準期間 実車走行 キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ミ		
沖縄	1		100.00%	499,585.0km	123,52,532円	82. 円 11 銭	54,871,534円	628,136.8km	87.6円63銭	51,752,832円	629,156.0km	82.2円25銭	47,386,864円	61,983,020円	76.1円45銭	41,020,924 円	82,331,608 円	55,508,639 円	55,508,639 円
	2		100.00%	269,008.4km	66,420,864円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399,958.0km	96.4円44銭	38,701,507円	399,813.0km	96.7円79銭	40,127,163円	39,433,380円	101.1円75銭	26,448,905 円	39,971,959 円	29,889,388 円	29,889,388 円
合計				768,593.4km	189,773,396円		93,445,901円	1,028,094.8km		90,454,339円	1,028,969.0km		87,514,027円	101,417,080円		67,469,829 円	122,303,567 円	85,398,027 円	85,398,027 円

補助 プロ ック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助プロック外 入部分、同一補助プロック 補助対象外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの ソマラーツ	ソのうち補助プロック外 入部分、同一補助プロック 補助対象外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの ソマラーツ	計 画 平 均 乗 車 密 度 が 5 人 未 満 の 区 域 の 区 画 の 数	補助 対 象 経 費	計 画 額	経 常 費 用 か ら 計 算 収 入 を 控 除 した 額	損 失 額 か ら 国 庫 補 助 額 を 控 除 した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		55,508,639 円	55,508,639 円	19,591,284 区画	19,591 千円	9,795.5 千円	82,331,606 円	72,536,108 円	9,795,500 円	13.5%	26,822,969 円	37.0%	0 円	0.0%	30,917,639 円	49.5%	
	2		29,889,388 円	29,889,388 円	12,883,356 区画	12,883 千円	6,441.5 千円	39,971,959 円	33,530,459 円	6,441,500 円	19.2%	10,982,571 円	30.1%	0 円	0.0%	17,068,388 円	50.7%	
合計			85,398,027 円	85,398,027 円	32,474,640 区画	32,474 千円	16,237.0 千円	122,303,567 円	106,066,567 円	16,237,000 円	%	36,905,540 円	%	0 円	%	52,924,027 円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業者の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全年度における計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載すること。補助プロックが異なる都道府県外乗入部分は「(1)」に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(ナ)-補助プロック外乗入部分のキロ程(ソ))-同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ウ)」に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分のキロ程」の欄、「ソ」のうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」が「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、「(ホ)計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ウ)の金額を記載すること。「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ウ)の金額に(ク)の金額を加えて記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ソ)」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。
 - 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄の「(ナ)」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは増日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から士日・祝日の数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

			沖縄県	
番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日

該当なし

- (記載要領)
- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
 - ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
 - ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
沖縄県	中部広域市町村圏	うるま市	沖縄本島の中部に位置し、隣接の沖縄市、恩納村等から、うるま市役所、中部病院、市内の県立高等学校への利用者がいるため。
	南部広域市町村圏	糸満市	沖縄本島南部に位置し、本島南部支線の拠点となっており、県立糸満青年の家、南部戦跡、糸満高校などが立地しているため。

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象 車両数	車両減価償却費等に要する 国庫補助額(千円)
沖縄県	沖縄バス(株)	6	4,473

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	沖縄バス株式会社
------	----------

7年度

1. 車両取得の概要

初年度(令和7年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両種別	車両の種別	車庫定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入者の種別(個人・組織、リース)	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両種別	車両の種別	車庫定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入者の種別(個人・組織、リース)
---------	------	--------------	----------	-------	---------	----------	--------	-------------------	---------	------	--------------	----------	-------	---------	----------	--------	-------------------

【購入車両減価償却費】
事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	実費購入予定額(円) ※消費税を除く				実費購入予定額占 計算から繰り越した額(円)	※と限度額のう ち少ない方の額 (円)	普通償却限度 額	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	※とℓのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7×ℓ×1/2(円)=ℓ	国庫補助金 内定申請額 (千円) ℓ×1/2=ℓ	*残存価 格 (円) ℓ-ℓ×ℓ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
イ	ロ	ハ	ニ	イ+ロ+ハ+ニ	ニ-ℓ1円=ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ+ℓ=ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
計															

【車両購入金融費用】
事業者の返済方法(元金均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	ℓと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)	確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	ℓと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ×1/2=ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ×1/2=ℓ
計													

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
ℓ+ℓ	ℓ+ℓ

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合							
		都道府県				市区町村			
沖縄	ℓ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
		ℓ	%	ℓ	%	ℓ	%	ℓ	%
合計		ℓ	%	ℓ	%	ℓ	%	ℓ	%

2年目以降(令和7年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号	
			当該年度	初年度				当該年度	初年度
沖縄	1	名護東線	1	1	沖縄	5	名護東線	1	1
沖縄	2	名護東線	1	1	沖縄	6	与勝線	2	2
沖縄	3	与勝線	2	2	沖縄				
沖縄	4	与勝線	2	2	沖縄				

【購入車両減価償却費】
事業者の減価償却方法(定率法or定額法) 法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円)	残存価額(円)	普通償却限度 額	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ℓとℓのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7×ℓ×1/2(円)=ℓ	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価 格 (円) ℓ-ℓ×ℓ
1	15,300,000	1,009,800	1,009,800	ℓ	ℓ+ℓ=ℓ	1,866,250	1,009,800	12	1,009,800円	504.9	0
1	15,300,000	1,009,800	1,009,800	ℓ	ℓ	1,866,250	1,009,800	12	1,009,800円	504.9	0
2	15,300,000	1,009,800	1,009,800	ℓ	ℓ	1,866,250	1,009,800	12	1,009,800円	504.9	0
2	15,300,000	1,009,800	1,009,800	ℓ	ℓ	1,866,250	1,009,800	12	1,009,800円	504.9	0
1	15,300,000	6,120,000	2,448,000	ℓ	ℓ	4,192,000	2,448,000	12	2,448,000円	1,224.0	3,672,000
2	15,300,000	6,120,000	2,448,000	ℓ	ℓ	4,192,000	2,448,000	12	2,448,000円	1,224.0	3,672,000
計	91,800,000	16,279,200	8,935,200	ℓ	ℓ	15,849,000	8,935,200		8,935千円	4,467	7,344,000

【車両購入金融費用】
事業者の返済方法(元金均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	ℓと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
1	15,300,000	12	57	60	2.500%	3,248円	1.5	
1	15,300,000	12	57	60	2.500%	3,248円	1.5	
2	15,300,000	12	57	60	2.500%	3,248円	1.5	
2	15,300,000	12	57	60	2.500%	3,248円	1.5	
計	61,200,000					12千円	6	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
ℓ+ℓ	ℓ+ℓ
8,947	4,473

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合							
		都道府県				市区町村			
沖縄	ℓ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
		504,900円	50.0%	ℓ円	%	ℓ円	%	0円	0.0%
		504,900円	50.0%	ℓ円	%	ℓ円	%	0円	0.0%
		504,900円	50.0%	ℓ円	%	ℓ円	%	0円	0.0%
		1,224,000円	20.0%	ℓ円	%	ℓ円	%	3,671,320円	60.0%
		1,224,000円	20.0%	ℓ円	%	ℓ円	%	3,671,320円	60.0%
		ℓ円	%	ℓ円	%	ℓ円	%	ℓ円	%
		ℓ円	%	ℓ円	%	ℓ円	%	ℓ円	%
合計		4,467,800円	27.4%	ℓ円	%	ℓ円	%	7,342,840円	45.1%

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要は転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両について)
- 2.確保維持費国庫補助金申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.車両の種別、欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 4.車庫定員の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.車両の長さの欄は、小数点第1位(第2位以下)を切り捨てて記載すること。
- 6.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載すること。合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.実費購入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.リース車両についても当該記載要件を遵守するほか、リース契約の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が平成24年4月1日以前開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択し償却できるものとする。
- 12.普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ℓ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ℓ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
1.平成19年4月1日~平成24年3月31日まで取得した車両:保証率0.08249(改定償却率:1.000)
2.平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800(改定償却率:0.500)
3.上記1.に記載した特別の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 13.自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特別の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率:保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1部及び第2部に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1/17.9.10関連)
- 3.標準仕様/ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 6.自動車登録事項等証明書の写し
- 7.バス車両の主要部分の写真
- 8.車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 沖縄バス株式会社

8年度

1. 車両取得の概要

初年度(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両種別補助金申請番号	車両の種別	事業定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金・リース)	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両種別補助金申請番号	車両の種別	事業定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金・リース)	

【購入車両減価償却費】
事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持車両種別補助金申請番号	実費購入予定額(円)※消費税を除く				実費購入予定額合計額から償却開始額を控除した額(円)	もと限度額のうちの少ない方の額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	AとBのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
イ	ロ	ハ	ニ	イ+ロ+ハ+ニ	ニ-1円=ホ	ヘ	ト	チ	ト+チ=ヲ	リ	ヲ	ヲ	ヲ×7÷12(月)=ホ	カ×1/2=コ	ヘ-ホ=ク
計													円		円

【車両購入金融費用】
事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持車両種別補助金申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)	確保維持車両種別補助金申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)	
ア	イ	ロ	ハ	ニ	ヲ	カ×1/2=ク		ア	イ	ロ	ハ	ニ	ヲ	カ×1/2=ク
計					円							円		

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
ホ+ク	コ+ク

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県				市区町村				事業者負担		その他の者(具体的な概要)
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
沖縄		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両種別補助金申請番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両種別補助金申請番号	
			当該年度	前年度				当該年度	前年度
沖縄	1	名護東線	1	1					
沖縄	2	与那線	2	2					

【購入車両減価償却費】
事業者の減価償却方法(定率法or定額法) 法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持車両種別補助金申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	AとBのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
1	15,300,000	3,672,000	1,468,800		1,468,800	2,515,200	1,468,800	12	1,468,800	734.4	2,203,200
2	15,300,000	3,672,000	1,468,800		1,468,800	2,515,200	1,468,800	12	1,468,800	734.4	2,203,200
									円		0
									円		0
									円		0
									円		0
									円		0
									円		0
計	30,600,000	7,344,000	2,937,600		2,937,600	5,030,400	2,937,600		2,938	1,468	4,406,400

【車両購入金融費用】
事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持車両種別補助金申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)	元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
ア	イ	ロ			ハ	ニ	ヲ	カ×1/2=ク
計	0						0	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
ホ+ク	コ+ク
2,938	1,468

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県				市区町村				事業者負担		その他の者(具体的な概要)
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
沖縄	1	734,400	20.0%	円	%	円	%	円	%	2,203,200	60.0%	
	2	734,400	20.0%	円	%	円	%	円	%	2,203,200	60.0%	
	3	0	0.0%	円	%	円	%	円	%	0	0.0%	
	4	0	0.0%	円	%	円	%	円	%	0	0.0%	
	5	0	0.0%	円	%	円	%	円	%	0	0.0%	
	6	0	0.0%	円	%	円	%	円	%	0	0.0%	
	7	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	8	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		1,468,800	20.0%	円	%	円	%	円	%	4,406,400	60.0%	

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両については)
- 確保維持車両種別補助金申請番号の欄は、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持車両補助金の申請番号を記載すること。
- 車両の種別、欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 事業定員、欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両の長さ、欄は、最小長さ第1位(第2位以下は括弧で)を記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費、借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載すること。合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要件を準用するが、リース契約の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得される減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が平成24年4月1日以前開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 【普通償却限度額(△欄)】は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
 - なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
 - 1.平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両:保証率0.08249(改定償却率:1.000)
 - 2.平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800(改定償却率:0.500)
 - 3.上記1.に記載した特別の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
 - なお、特別の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率:保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業者報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1部及び第2部に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(11/7.9.10関連)
- 標準仕様/ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 自動車登録事項等証明書の写し
- バス車両の主要部分の写真
- 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 沖縄バス株式会社

9年度

1. 車両取得の概要

初年度(令和9年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(メートル)	購入予定年月	購入等の種別(現金、リース)	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(メートル)	購入予定年月	購入等の種別(現金、リース)

【購入車両減価償却費】
事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持路線申請番号	実費購入予定額(円)※消費税を除く				実費購入予定額合計(円)※消費税を除く	※と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	※とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
イ	ロ	ハ	ニ	イ+ロ+ハ+ニ	ニ-1円≧ホ	ア	イ	チ	ト+チ=ニ	イ	ヲ	リ	ヲ×リ÷12(月)=ハ	カ×1/2=コ	ハ-カ=ク
計													千円		

【車両購入金融費用】
事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持路線申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	確保維持路線申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)
ハの額以内			シ	ソ	ツ	ツ×1/2=チ		ハの額以内		シ	ソ	ツ	ツ×1/2=チ
					円							円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
ク+ケ	コ+チ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の具体的な概要
		都道府県		市区町村		事業者負担		
沖縄		負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	
		円	円	円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	円	円	

2年目以降(令和9年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線申請番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線申請番号	
			当該年度	前年度				当該年度	前年度
沖縄	1	名護東線	1	1					
沖縄	2	与那国線	2	2					

【購入車両減価償却費】
事業者の減価償却方法(定率法or定額法) 法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持路線申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	レとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
1	15,300,000	2,203,200	1,101,600	イ	レ+イ=ロ	1,886,400	1,101,600	12	1,101,600円	550.8	1,101,600
2	15,300,000	2,203,200	1,101,600	イ	レ+イ=ロ	1,886,400	1,101,600	12	1,101,600円	550.8	1,101,600
計	30,600,000	4,406,400	2,203,200		2,203,200	3,772,800	2,203,200		2,203千円	1,101	2,203,200

【車両購入金融費用】
事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持路線申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
ハの額以内=コ					シ	ソ	ツ	ツ×1/2=チ
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
計	0						0千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
ク+ケ	コ+チ
2,203	1,101

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の具体的な概要		
		都道府県		市区町村		事業者負担				
沖縄	1	550,800円	25.0%	円	%	円	%	1,101,600円	50.0%	%
	2	550,800円	25.0%	円	%	円	%	1,101,600円	50.0%	%
	3	0円	0.0%	円	%	円	%	0円	0.0%	%
	4	0円	0.0%	円	%	円	%	0円	0.0%	%
	5	0円	0.0%	円	%	円	%	0円	0.0%	%
	6	0円	0.0%	円	%	円	%	0円	0.0%	%
	7	円	%	円	%	円	%	円	%	%
	8	円	%	円	%	円	%	円	%	%
合計	1,101,600円	25.0%	円	%	円	%	2,203,200円	50.0%	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても)
- 2.確保維持路線申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持路線申請番号を記載すること。
- 3.車両の種別の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 4.乗車定員の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.車両の長さの欄は、小径車第1号(第2号以下)指定で記載すること。
- 6.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.「補助申請額」の欄は、車両ごと100円単位(0.5千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.実費購入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース契約の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が平成24年4月1日以前にかつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 12.普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
 - なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
 - 1.平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両:保証率0.08249 改定償却率:1.000
 - 2.平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500
 - 3.上記1.に記載した特別の償却率を適用する場合は、それに伴った保証率等を適用すること。
- 13.自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
 - なお、特別の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率:保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業者報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1部及び第2部に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1179.10関連)
- 3.標準仕様/ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 4.低床式車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設以外の車両の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 6.自動車登録事項等証明書の写し
- 7.バス車両の主要部分の写真
- 8.車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

路線別 運行回数、輸送量等の目標（計画）値

			計画年度	運行日数	運行回数 (一日あたり)	平均乗車 密度	輸送量	
沖縄バス（株）	77	名護東線	R7	365日	6,570回 (18.0)	5.4人	97.2人	
			R8	365日	7,179.5回 (19.6)	6.0人	117.6人	
			R9	365日	7,300回 (20.0)	6.1人	122人	
	52	与勝線	R7	365日	5,773回 (15.8)	6.2人	98人	
			R8	365日	5,767回 (15.8)	6.2人	98人	
			R9	365日	5,779回 (15.8)	6.2人	98人	
（株）琉球バス交通	82	玉泉洞糸満線	R7	365日	4,259回 (11.6)	1.7人	19.7人	
			R8	365日	4,256回 (11.6)	1.7人	19.7人	
			R9	365日	4,258回 (11.6)	1.7人	19.7人	
	105	豊見城市内一周線	R7	365日	4,872回 (13.3)	5.1人	67.8人	
			R8	365日	4,848回 (13.2)	5.1人	67.3人	
			R9	365日	4,864回 (13.3)	5.1人	67.8人	
	51	百名線（船越）	R7	365日	3,714.5回 (10.1)	4.3人	43.4人	
			R8	365日	3,698回 (10.1)	4.3人	43.4人	
			R9	365日	3,709回 (10.1)	4.3人	43.4人	
	62	中部線	R7	365日	9,368回 (25.6)	4.0人	102.4人	
			R8	365日	9,369.5回 (25.6)	4.0人	102.4人	
			R9	365日	9,369回 (25.6)	4.0人	102.4人	
	（沖縄バス（株）琉球バス（株）共同運行）	65 66	本部半島線	R7	365日	9,316回 (25.5)	1.8人	45.9人
				R8	365日	9,323回 (25.5)	1.8人	45.9人
				R9	365日	9,325回 (25.5)	1.8人	45.9人
67		辺土名線	R7	365日	4,259回 (11.6)	2.2人	25.5人	
			R8	365日	4,256回 (11.6)	2.2人	25.5人	
			R9	365日	4,258回 (11.6)	2.2人	25.5人	

平均乗車密度：始点から終点まで平均して常時バスに乗車している人数

（一日あたり）輸送量：一日あたり運行回数×平均乗車密度

令和7年度版

路線	77番 名護東線
生産性向上への取組内容	<p>1. 路線案内強化に向けた取組</p> <p>【関係市町村共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステム、バスマップの周知 <p>【那覇市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取組みを進めていく。 <p>【浦添市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合案内所でのバスマップ配布(随時) ・HPにてバスマップ沖縄、のりものNAVI、わったーバス党を外リンクして周知。 <p>【北中城村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村行事等での公共交通の利用啓発 <p>【沖縄市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月20日のバスの日に、庁舎内ロビーにて路線バスPRパネルを展示し周知を図る。 ・ホームページでバスマップ沖縄・のりものNAVI・わったーバス党等の外部リンクをのせ、周知を図る。 <p>【うるま市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページで高齢者の免許返納によるバス割引や高校生バス通学費等支援事業(沖縄県実施)を周知 <p>2. 運送予定者による取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組 ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券(1日・3日)のPR活動を行う <p>3. 路線見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村 < 那覇市・浦添市・宜野湾市・北中城村・沖縄市・うるま市・金武町・宜野座村・名護市 > ・バス事業者 < 沖縄バス(株) >
定量的な効果目標	<p>上記取組により、運送収入 1%相当額(2,043,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<p>1. 路線案内強化に向けた取組</p> <p>【那覇市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月～6月 公共交通意識啓発への取組み内容を検討予定 ・令和7年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和7年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取組みを実施予定 <p>【浦添市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用したMM教材を使って、小学生を対象に公共交通の利用促進を図る。 ・交通エコロジーモビリティ財団との連携により令和元年度より教材作成中。 <p>【北中城村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月～令和7年12月 村行事での公共交通の利用啓発 <p>【沖縄市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月～ 上記取組内容の実施時期の検討予定 ・令和6年7月～ 随時実施予定 <p>【うるま市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌、ホームページにより随時実施予定 <p>2. 運送予定者による取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組 ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券(1日・3日)のPR活動を行う
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と交通パネル展(9月)を開催し、公共交通の利用促進を図る予定【那覇市】 ・まちづくり月間(6月)にパネル展を開催し、公共交通の利用促進を図る予定【那覇市】 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定【那覇市】

令和7年度版

路線	52番 与勝線
生産性向上への取組内容	<p>1. 路線案内強化に向けた取組 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステム、バスマップの周知</p> <p>【那覇市】 ・転入者向けや催事の際でのバスマップの配布 ・那覇市設置バス停止上屋へのバスマップの掲示 ・各種イベントの際には、公共交通の利用を呼び掛けており、引き続き取組を進めていく。</p> <p>【浦添市】 ・総合案内所でのバスマップ配布(随時) ・HPにてバスマップ沖縄、のりものNAVI、わったーバス党を外リンクし周知。</p> <p>【北中城村】 ・村行事等での公共交通の利用啓発</p> <p>【沖縄市】 ・9月20日のバスの日に、庁舎内ロビーにて路線バスPRパネルを展示し周知を図る。 ・ホームページでバスマップ沖縄・のりものNAVI・わったーバス党等の外部リンクをのせ、周知を図る。</p> <p>【うるま市】 ・路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・バスマップの周知 ・広報誌、ホームページで高齢者の免許返納によるバス割引(沖縄県バス協会実施)や高校生バス通学費等支援事業(沖縄県教育委員会実施)を周知</p> <p>2. 運送予定者による取組 ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組 ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券(1日・3日)のPR活動を行う</p> <p>3. 路線見直しの検討 ・なし</p>
実施主体	<p>・関係市町村 <那覇市・浦添市・宜野湾市・北中城村・沖縄市・うるま市> ・バス事業者 <沖縄バス(株)></p>
定量的な効果目標	<p>上記取組により、運送収入 1%相当額(978,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<p>1. 路線案内強化に向けた取組 【那覇市】 ・令和7年4月～6月 公共交通意識啓発への取組内容を検討予定 ・令和7年9月 公共交通意識啓発のパネル展実施予定 ・令和7年内 各交通事業者と協働し公共交通の利用促進を図る取組を実施予定</p> <p>【浦添市】 ・ICTを活用したMM教材を使って、小学生を対象に公共交通の利用促進を図る。 ＊交通エコロジーモビリティ財団との連携により令和元年度より教材作成中。</p> <p>【北中城村】 ・令和7年10月～令和7年12月 村行事での公共交通の利用啓発</p> <p>【沖縄市】 ・令和6年7月～ 上記取組内容の実施時期の検討予定 ・令和6年7月～ 随時実施予定</p> <p>【うるま市】 ・市広報誌、ホームページにより随時実施予定</p> <p>2. 運送予定者による取組 ・運行計画見直しに伴い利用しやすい運行時刻を設定し実施に向けた取組 ・「貨客混載」による生産性向上については、今後も取組検討を行う。 ・フリー乗車券(1日・3日)のPR活動を行う。</p>
その他特記事項	<p>・都市と交通パネル展(9月)を開催し、公共交通の利用促進を図る予定【那覇市】 ・まちづくり月間(6月)にパネル展を開催し、公共交通の利用促進を図る予定【那覇市】 ・年間を通して、小学校や各種イベントなどにMM教材を活用し、公共交通の利用促進を図る予定【那覇市】</p>

令和7年度版

路線	82番 玉泉洞系満線
生産性向上への取組内容	<p>1. 路線案内強化に向けた取組 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステム、バスマップの周知</p> <p>【糸満市】 ・計画的な路線バスの広報(広報誌・ホームページ・LINE) ・市のホームページでの、バスマップの周知</p> <p>【南城市】 ・広報誌に年2回を目標とし計画的な案内を行う。 ・公共交通だよりを年2回程度発行し各世帯へ配布</p> <p>【八重瀬町】 ・関係市町村で発行される広報誌に年2回を目標とし計画的な案内を行う。 ・学校関係者へ学校行事等におけるバス利用の促進を図る。 ・市町村主催の各種イベントにおいて、バス利用促進に向けた取組を行う。</p> <p>2. 運送予定者による取組 ・糸満市における再編実施後の経過確認(R3.10月再編実施) ・フリー乗車券の電子化を実施(R4.2月～)</p> <p>3. 路線見直しの検討 ・糸満市における再編計画にともなう運行ダイヤ検討</p>
実施主体	<p>・関係市町村<糸満市・南城市・八重瀬町> ・バス事業者<(株)琉球バス交通></p>
定量的な効果目標	<p>上記取組により、R5年度運送収入の1%相当額(136,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<p>1. 路線案内強化に向けた取組 【糸満市】 ・広報活動を随時実施 ・ホームページでのバスマップの周知</p> <p>【南城市】 ・広報する内容・文面・実施時期等の検討 ・広報誌へ年2回程度掲載 ・公共交通だよりを年2回発行し、各世帯へ配布</p> <p>【八重瀬町】 ・令和6年10月 関係市町村と広報する内容・文面等の検討 ・令和6年10月 学校行事におけるバス利用促進を検討 ・令和6年10月 市町村主催の各種イベントにおけるバス利用促進に向けた検討 ・令和6年11月～2月 広報誌掲載に向けた実施時期の検討 バスロケーション周知活動実施内容を検討</p> <p>2. 運送予定者による取組 ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)</p>
その他特記事項	

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組

別添

令和7年度版

路線	105番 豊見城市内一周線
生産性向上への取組内容	<p>1. 路線案内強化に向けた取組み 【豊見城市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌でのバスマップ(チラシ)折込み周知 ・ホームページでのバスロケーションシステム周知 ・105番利用者へ向けの利用促進チラシの作成・更新(バス停に掲示) ・105番路線付近の中学校、高等学校へバスマップ(チラシ)の配布 ・転入者(世帯)へのバスマップ配布 ・市役所掲示板へモビリティマネジメント啓発ポスターの掲示 ・バス待ち施設設置についての周知及び拡充に向けた取組 <p>2. 運送予定者による取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊見城市地域公共交通協議会と連携して105番の検証 ・フリー乗車券の電子化を実施(R4.2月～) <p>3. 路線見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊見城市における地域公共交通計画を策定(R5年3月) ・豊見城市地域公共交通協議会 年2回開催 ・ICカード(OKICA)データ分析
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村<豊見城市> ・バス事業者<(株)琉球バス交通>
定量的な効果目標	<p>上記取組により、R5年度運送収入の1%相当額(118,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<p>1. 路線案内強化に向けた取組み 【豊見城市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月 105番からモノレールへの乗換え状況調査実施。 ・令和5年12月 バスの乗り方教室開催。小学生を対象に公共交通の利用促進を図る。 ・令和6年5月～ 105番利用者へ向けバスマップの作成 ・令和6年5月～ 中学校、高校へバスマップ(チラシ)配布 ・令和6年9月～ 利用実態調査の検討(データ分析及び検討) ・令和6年秋頃 バスの乗り方教室開催予定。小学生を対象に公共交通の利用促進を図る。 <p>2. 運送予定者による取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)
その他特記事項	<p>・広報誌発行部数 豊見城市 約27,000部</p>

令和7年度版

路線	51番 百名線（船越経由）
生産性向上への取組内容	<p>1. 路線案内強化に向けた取組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村の広報誌にてバスロケーションシステムの周知</p> <p>【南城市】 ・広報誌に年2回を目標とし計画的な案内を行う。 ・公共交通だよりを年2回程度発行し各世帯へ配布</p> <p>【南風原町】 ・庁舎ホールでのチラシ等の掲示</p> <p>【八重瀬町】 ・関係市町村で発行される広報誌に年2回を目標とし計画的な案内を行う。 ・学校関係者へ学校行事等におけるバス利用の促進を図る。 ・市町村主催の各種イベントにおいて、バス利用促進に向けた取組みを行う。</p> <p>2. 運送予定者による取組み ・フリー乗車券の電子化を実施(R4.2月～)</p> <p>3. 路線見直しの検討 ・減収の要因を確認し関係市町村と見直しの検討を図る。</p>
実施主体	<p>・関係市町村<南城市・南風原町・八重瀬町> ・バス事業者<(株)琉球バス交通></p>
定量的な効果目標	<p>上記取組により、R5年度運送収入の1%相当額(326,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<p>1. 路線案内強化に向けた取組み 【南城市】 ・広報する内容・文面・実施時期等の検討 ・広報誌へ年2回程度掲載 ・公共交通だよりを年2回発行し、各世帯へ配布</p> <p>【八重瀬町】 ・令和6年10月 関係市町村と広報する内容・文面等の検討 ・令和6年10月 学校行事におけるバス利用促進を検討 ・令和6年10月 市町村主催の各種イベントにおけるバス利用促進に向けた検討 ・令和6年11月～2月 広報誌掲載に向けた実施時期の検討 バスロケーション周知活動実施内容を検討</p> <p>2. 運送予定者による取組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)</p>
その他特記事項	

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組

別添

令和7年度版

路線	62番 中部線
生産性向上への取組内容	<p>1. 路線案内強化に向けた取組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村の広報誌にてバスロケーションシステムの周知</p> <p>【沖縄市】 ・9月20日のバスの日に、庁舎内ロビーにて路線バスPRパネルを展示し周知を図る。 ・ホームページでバスマップ沖縄・のりものNAVI・わったーバス党等の外部リンクをのせ、周知を図る。</p> <p>2. 運送予定者による取組み ・フリー乗車券の電子化を実施(R4.2月～)</p> <p>3. 路線見直しの検討 ・路線維持を目指し関係市町村と見直しの検討を図る</p>
実施主体	<p>・関係市町村<読谷村・嘉手納町・沖縄市・北谷町> ・バス事業者<(株)琉球バス交通></p>
定量的な効果目標	<p>上記取組により、R5年度運送収入の1%相当額(1,010,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<p>1. 路線案内強化に向けた取組み 【沖縄市】 ・令和6年7月～ 上記取組内容の実施時期の検討予定 ・令和6年7月～ 随時実施予定</p> <p>2. 運送予定者による取組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)</p>
その他特記事項	

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組

別添

令和7年度版

路線	65番・66番 本部半島線
生産性向上への取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線案内強化に向けた取組み 【関係市町村共通】 ・関係市町村における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステムの周知 ・各種イベントの際の公共交通利用の啓発 2. 運送予定者による取組み ・フリー乗車券の電子化を実施(R4.2月～) 3. 路線見直しの検討 ・関連する自治体と見直しについて検討する。 ・名護市における公共交通計画の検討 ・名護市の協議会と連携して計画を検討
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村<名護市・本部町・今帰仁村> ・バス事業者<(株)琉球バス交通・沖縄バス(株)>
定量的な効果目標	<p>上記取組により、R5年度運送収入の1%相当額(451,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線案内強化に向けた取組み 令和6年10月～ 自治体のHPや広報紙等を活用した広報活動 随時 各種イベントの際の公共交通利用の啓発 2. 運送予定者による取組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌発行部数 今帰仁村 約3,600部

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組

別紙

令和7年度版

路線	67番 辺土名線
生産性向上への取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線案内強化に向けた取組み 【関係市町村共通】 ・関係自治体における計画的な路線バスの広報(広報誌、ホームページ) ・関係市町村ホームページでのバスロケーションシステムの周知 2. 運送予定者による取組み ・フリー乗車券の電子化を実施(R4.2月～) 3. 路線見直しの検討 ・名護市の協議会と連携して計画を検討
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村<名護市・大宜味村・国頭村> ・バス事業者<(株)琉球バス交通・沖縄バス(株)>
定量的な効果目標	<p>上記取組により、R5年度運送収入の1%相当額(382,000円)の増収を目指す。</p>
実施に向けた主なスケジュール	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線案内強化に向けた取組み ・自治体のホームページや広報誌を活用した広報活動 2. 運送予定者による取組み ・電子化したフリー乗車券の周知活動(ホームページ)
その他特記事項	